

第13回南幌町農業委員会総会議事録

令和3年6月29日（火）午前9時00分より、役場各種委員会室において第13回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第13回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 久保 委員、4番 江郷 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第13回南幌町農業委員会総会は、6月29日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第13回南幌町農業委員会総会
は、6月29日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和3年5月28日、第12回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定
により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告す
る。令和3年6月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、4件でございます。

認定年月日は、令和3年6月11日、有効期限が令和8年6月10日までとなっております。

認定番号3の6の1、住所は、○町○丁目○番○号、○○○○、

認定番号3の6の2、住所は南○線西 ○番地、○○○○、

認定番号3の6の3、住所は南○線西 ○番地、○○○○、

認定番号3の6の4、住所は南○線西 ○番地、○○○○。

いずれも再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行いません。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和3年6月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましても、1件でございます。

賃貸人は、○○県○○市○区○○○○○丁目○○番地の○、○○○○号、○○○○。

賃借人が、南幌町南○線西○番地、○○○○○○。

土地につきましては、空知郡南幌町○○○○番の○、畑で

299㎡他計9筆ございまして、91,146㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和3年6月〇〇日でございます。
以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。
令和3年6月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。
買入申出者は、〇〇県〇〇市〇区〇〇〇〇〇丁目〇〇番地の〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で31,396㎡他計6筆ございまして、89,222㎡となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。令和3年6月29日提出。南幌町農場委員会
会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。
1件目の譲渡人は、〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地の〇、
〇〇〇〇。譲受人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、
1,316㎡となります。申請理由は、譲渡人が、相続により所有しておりますが、耕作できないため売却することにした。
譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し、経営の拡大を図りたい。
別にお配りしている、資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の①をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作

業に従事する〇〇〇の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は法人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は農地所有適格法人であるため、該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、山田委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2件目の譲渡人は、〇〇県〇〇市〇区〇〇〇〇〇〇丁目〇番地の〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇。譲受人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で、1, 343㎡となります。申請理由は、譲渡人が、耕作できないため売却することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し、経営の拡大を図りたい。

別にお配りしている、資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の②をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する〇〇〇の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は法人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は農地所有適格法人であるため、該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、南委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があればお願いいたします。

10 番 議長 10 番

議長 10 番 山田委員

10 番 1 件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等もないものと思われます。以上です。

5 番 議長 5 番

議長 5 番 南委員

5 番 2 件目についても、現地調査を行いました。周辺農地への影響等もないものと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 8 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について。

農地法第6条の規定に基づき、令和2年度中の報告を受けた農地所有適格法人に関して、同法第2条第3項に規定される要件の適合状況について承認を求める。

令和3年6月29日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につきましては、17件でございます。

先に、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇の14法人につきまして、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇、有限会社〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇の14法人については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、株式会社〇〇〇〇、有限会社

〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇、有限会社〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇の14法人については提案のとおり承認することに決しました。

株式会社〇〇〇については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。

青木委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社〇〇〇については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。株式会社〇〇〇については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって株式会社〇〇〇については提案のとおり承認することに決しました。退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
株式会社 ○については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。
立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社 ○については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。株式会社 ○については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社 ○については、提案のとおり承認することに決しました。
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
有限会社○○○○については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、鍋山委員、高島委員の退席を求めます。

鍋山委員、高島委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。
(南代理)

事務局 有限会社〇〇〇〇については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
(南代理) お諮りいたします。有限会社〇〇〇〇については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって有限会社〇〇〇〇については
(南代理) 提案のとおり承認することに決しました。
退席しております鍋山委員、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第13回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第13回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時23分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番